

# 平成29年度 市民活動応援券の図柄が決定!!



- 平成29年度「市民活動応援券(応援券)」は、下地を緑色に変更して発行しました。
- 有効期限は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間です。
- 応援券は、市から地域まちづくり協議会へ交付します。
- 市民の皆さんは、地域まちづくり協議会の事業(文化祭、敬老会、三世代交流など)に参加するなどして応援券を取得することができます。
- 地域まちづくり協議会がどの事業(行事など)で応援券を配付するかは、地域まちづくり協議会によって異なります。



## 平成29年度 市民活動応援制度冊子が できました

平成29年度の市民活動応援制度の登録団体を「市民活動応援制度冊子」で紹介しています。

冊子は、各地区コミュニティセンター、市役所本庁舎、関支所、林業総合センター、市民協働センター「みらい」、あいあい、医療センターなどの市の施設に設置していますので、ご覧ください。

また、冊子を希望する人は、市民文化部文化振興局共生社会推進室でお渡しします。

**問合せ先** 市民文化部文化振興局  
共生社会推進室 (☎84-5066)

## 取得した応援券の使い方

### 1. 応援券で登録団体から さまざまなサービスを受けることができます

個人では、なかなか枚数が集まりませんが、グループで集めていただき、市民活動応援制度冊子に掲載されている登録団体(提供先が「個人」と記載されている登録団体に限る)へ連絡をすると、教室を開催してもらったり、演奏を披露してもらうことができます。個人でも応援券を5枚集めれば利用できるサービスもあります。



### 2. 市民同士で自由に使用することができますので、必要としている人へあげることができます。

### 3. 冊子に掲載されている登録団体へ寄附することができます

#### 【寄附方法】

- ① 登録団体への直接寄附
- ② 寄附ボックスへの投函  
(市民協働センター「みらい」に常設)
- ③ 寄附ボードへの投函  
(設置依頼のあった地域まちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります)

※市民の人は個人で応援券をお金に換えることはできませんので、上記の3つの方法でお礼や寄附にお使いください。